



# 特別支援教育の充実

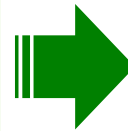
令和元年7月8日（月）  
第1回静岡市総合教育会議

# 特別支援教育の動向

子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援への転換

「特殊教育」から

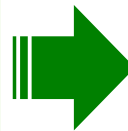
盲・聾・養護学校  
小中学校の養護学級  
通級による指導



「特別支援教育」へ

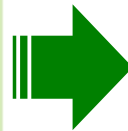
特別支援学校  
小中学校の特別支援学級  
通級指導教室  
発達障害も対象に

特別な場による特別な指導  
障害の種別程度に応じて



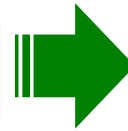
通常学級における特別な支援の必要な子ども対象に  
個々のニーズに応じた指導

対象は、視覚、聴覚、知的、  
肢体不自由、情緒、病弱、  
言語の各障害



学習障害、ADHD等発達障害のある子どもも加える

障害児教育担当者が指導



全校職員が指導

# 特別支援教育の動向

## 障害者の権利に関する条約

障害者が障害を理由として教育制度一般から排除されないこと及び障害のある児童が障害を理由として無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。  
(平成19年署名 平成26年批准)

## 障害者基本法改正(教育)

可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。  
(平成23年施行)

## 発達障害者支援法一部改正

国及び地方公共団体は、発達障害児が障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるようにするため、適切な教育的支援、支援体制の整備その他必要な措置を講じるものとする。  
(平成24年施行)

## 学校教育法施行令一部改正

障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の仕組みを改め、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとする。  
(平成25年施行)

## 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

★ポイント「**不当な差別的取扱い**」と「**合理的配慮の不提供**」が禁止される。

※公的機関における合理的配慮の提供は、**法的義務** (平成28年4月施行)

## インクルーシブ教育システム

- ① 同じ場で共に学ぶことを追求する。
- ② 個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、多様で柔軟な仕組みを整備する。
- ③ 通常の学級、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校等の連続性のある「多様な学びの場」を用意する。

(平成24年 中教審報告抜粋)

## 共生社会の形成

障害者のある人が積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、だれもが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を認め合える全員参加型の社会である。

# 障害の種類

さまざまな学びにくさ

視覚障害

聴覚障害

精神障害

言語障害

肢体  
不自由

病虚弱

知的障害

発達障害

# 発達障害の特性

- 言葉の発達の遅れ
- コミュニケーション障害
- 対人関係・社会性の障害
- パターン化した行動、こだわり

## 自閉症スペクトラム (ASD)

広汎性発達障害 (PDD)

アスペルガー症候群 (ASP)

- 基本的に言語発達の遅れはない
- コミュニケーション障害
- 対人関係・社会性の障害
- パターン化した行動、興味・関心のかたより
- 不器用 (言語発達に比べて)

## 知的な遅れ

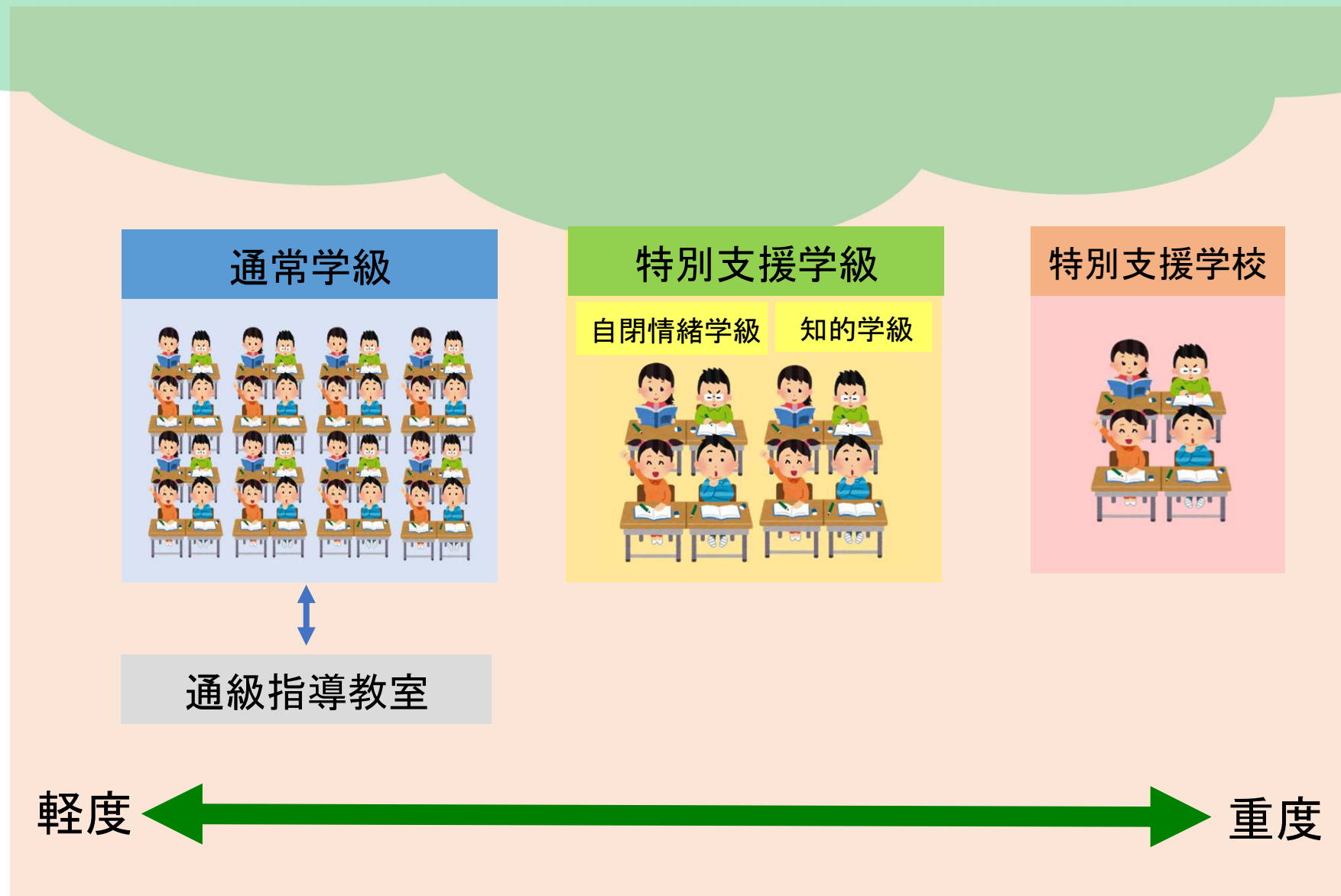
## 注意欠陥多動性障害 (ADHD)

- 不注意 (集中できない)
- 多動・多弁 (じっとしてられない)
- 衝動的に行動する (考えるよりも先に動く)

## 学習障害 (LD)

- 「読む」「書く」「計算する」等の能力全体の知的発達に比べて極端に苦手

# 多様な学びの場



# 特別支援学級とは

## 自閉症・情緒障害学級

- ・ 知的発達に遅れがない
- ・ 学年相応の学習に取り組める
- ・ 人の気持ちが理解できない、我慢が苦手等の特性あり
- ・ 人間関係をつくるのが苦手



主に高等学校進学をめざす



## 知的障害学級

- ・ 知的発達がゆるやか
- ・ 学年相応の学習は難しい
- ・ 下学年の教科学習
- ・ 生活につながる内容の学習

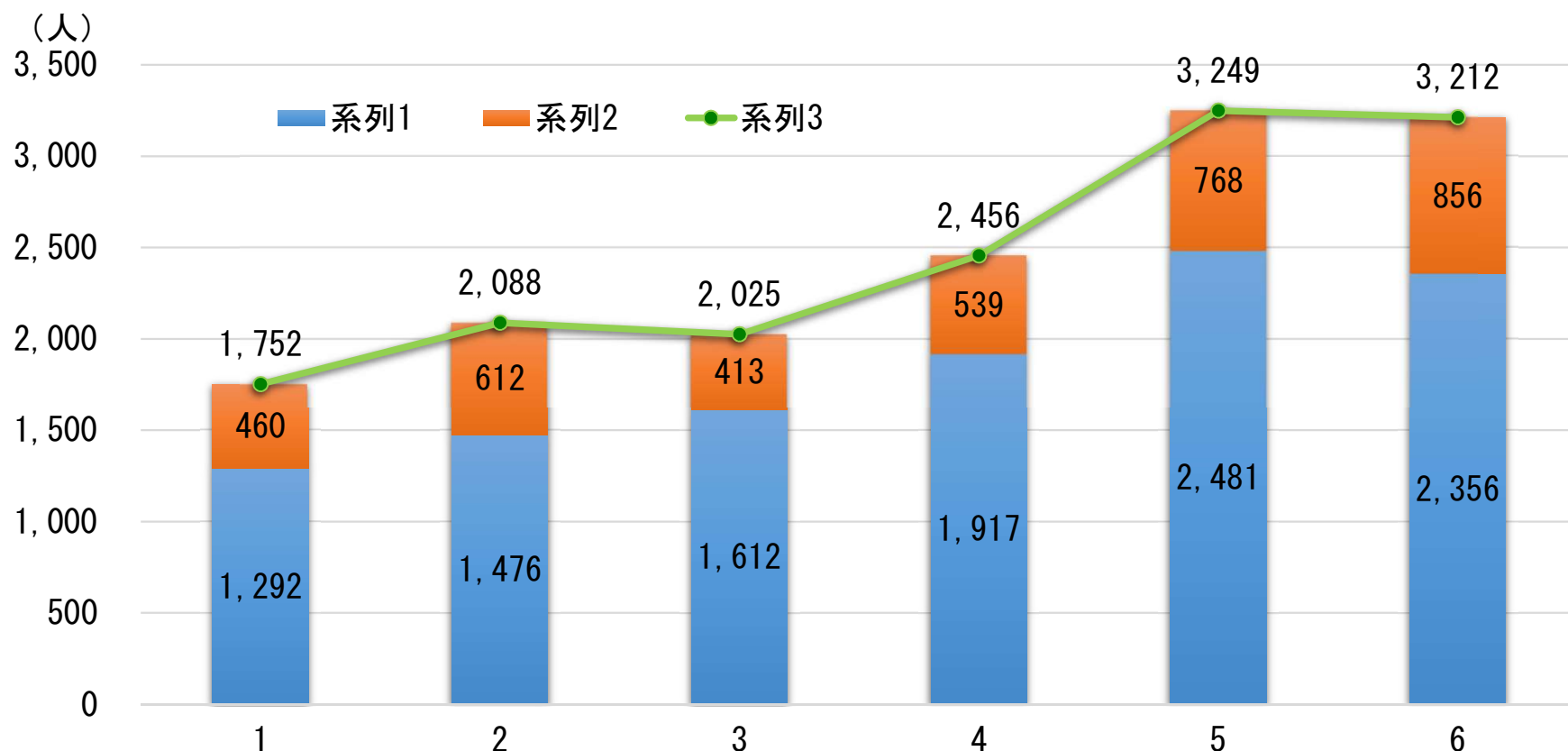


特別支援学校高等部をめざす



# 通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒数の推移

- 通常学級で特別な支援を必要とする児童生徒数が**10年間で倍増**
- 知的障害のある児童生徒数も増加 (H19 282人 0.5% → H31 676人 1.4%)



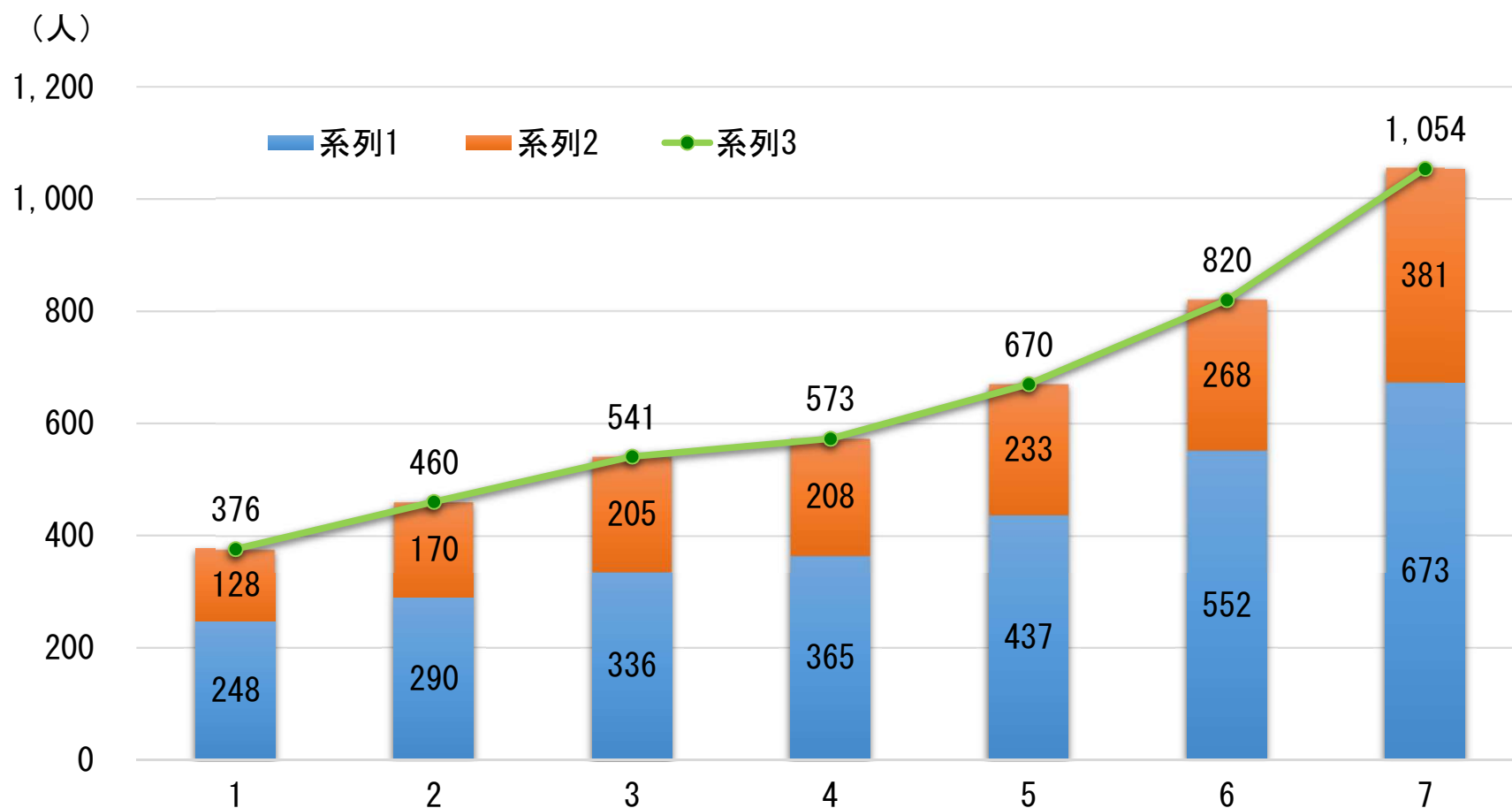
【出典：静岡市特別支援教育センター調べ】



# 特別支援学級に在籍する児童生徒数の推移

○特別支援学級に在籍する児童生徒数は10年間で**2.8倍に増加**

○特別支援学級設置校は小学校58.1%、中学校67.4%



【出典：静岡市特別支援教育センター調べ】

# 本人、保護者の声や思い

人と話せるか心配

自分一人ではできない  
ことが多くて…



友達ができるかな？



保護者

- ・ 友達に「〇△学級」に入るんだって？と言われて  
しまいかわいそう…
- ・ 大人になってから仕事に就けるだろうか？
- ・ 自立することができるだろうか？

みんなに受け入れてほしい

社会的に自立していききたい

# 本人、保護者の願い



- ・ 仕事以外も自分の好きなことをみつけてほしい
- ・ 親なき後も一人で暮らしていける力をつけてほしい
- ・ 自立してほしい



保護者

➡ 自己実現して、社会でかけがえのない存在として生活したい

誰一人取り残さない  
特別支援教育をめざして



## 政策目標

静岡市を障害の有無にかかわらず**全ての人が自分の才能を発揮できる社会**とするため、障害のある子もいない子も共に学び、平等にその子の才能を開花できる教育環境を2030年までにつくりあげる。



障害のある子も本人の希望によって通常学級で共に学びながら、困難を克服するための質の高い自立支援の教育も受けられる体制を目指し学校を改革し、**子どもの可能性を最大限に伸ばす理想の教育環境**を整える。



## 課題・検討の視点

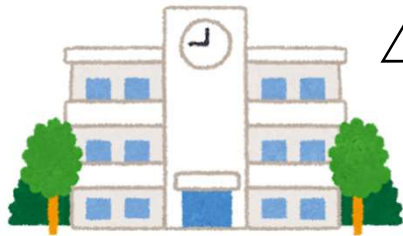


- (1) インクルーシブ教育システムの構築を推進するためには、更にどのような取組の充実が必要か。
- (2) 困難を克服し社会的に自立していく力を身に付けるために、どのような支援が必要か。
- (3) 子どもたちが夢をかなえるために、才能をどのように伸ばしていくのか。

**(1) インクルーシブ教育システムの  
構築を推進するための取組**

# 通常学級における支援

## 現状の施策



ユニバーサルデザイン化された環境づくり授業づくり



道徳の時間等を通じた共生教育の理解と啓発



通級指導教室における個別の支援

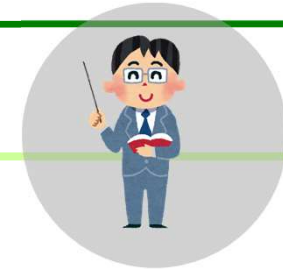
## 課題

- ◎特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制ができていない
- ◎誰にでもわかりやすい授業の工夫が不足
- ◎障害のある子の特性に合った合理的配慮の提供が不十分
- ◎障害のない子が、障害のある子と一緒に学ぶための技能や態度が身に付いていない、無関心や特別扱いで自然体の交流が少ない



# 通常学級における支援

## 今後の取組の方向性（案）



- ◎特別支援教育コーディネーターを専任化し、  
それぞれの子どもに分かりやすい授業の仕方を指導助言
- ◎35人学級の完全実施により指導体制の充実を図り、  
個別最適化された学びを実現
- ◎音声教材等、個に応じた支援方法の普及促進
- ◎交流学习等を一層促進するとともに、交流にきた子が自然  
になじめる授業へ高度化する

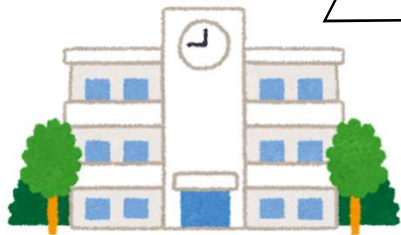
## 政策効果

わかりやすい授業に加え、一人ひとりに合わせた方法で学ぶことで、すべての子どもの学びが充実する。多様な学びの姿の実現により、お互いを認め思いやる心が育まれる。

**(2) 困難を克服し、社会的に自立  
していく力を身に付けるため  
の取組**

# 自閉症・情緒障害学級、知的障害学級 における支援

## 現状の施策



## 課題

### 自閉症・情緒、知的

- 個に応じた学習環境の整備、教材教具の工夫
- 1学級8人の少人数指導

### 自閉症・情緒

- ソーシャルスキルトレーニング等の自立活動によるコミュニケーション力の育成

### 知的

- 生活に密着した学習（生活に必要なスキル、時計の読み方やお金の使い方等を学ぶ学等）
- 個々の実態に応じた各教科の学習

### 自閉症・情緒、知的

- 異学年の児童生徒が混在することへの対応不足

### 自閉症・情緒

- 学年相当の学習を保障する時間割、指導体制が不十分

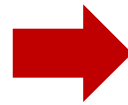
### 知的学級

- 異学年が同一題材で学ぶことがあり系統性が失われやすい

# 自閉症・情緒障害学級、知的障害学級 における支援

## 今後の取組の方向性（案）

### ○教員の追加配置による一人ひとりに応じた学習の保障



6人を超える児童生徒が所属する学級に先生を追加配置



いつでも先生と学べる教室に変える

### ○特別支援教育コーディネーターを専任化し、それぞれの子どもに分かりやすい授業の仕方を教員に指導助言（再掲）

## 政策効果

一人ひとりの学年に合わせた指導により、基礎学力が伸びるとともに、コミュニケーション力などの育成により、集団の中での学びに参加できる力が育まれる。

# 重度の子どもたちへの支援

## 現状の施策



- 特別支援学校と小中学校との学校間の交流行事等の実施
- 特別支援学校在籍の児童生徒が居住地の学校で学ぶ交流の実施

## 課題

- 県と連携した更なる方策の不足

## 今後の取組の方向性（案）

- 県と連携した特別支援学校に在籍する児童生徒に対する市としての支援を検討

（効果）

- ・特別支援学校に在籍する子どもが小・中学校に在籍する子どもと一緒に本市で育つ
- ・特別支援学校の専門性の高い指導力により、小・中学校の子どもへの支援の専門性が高まる

# 就学前における支援

## 現状の施策



- 早期支援体制の整備（1歳半検診でのスクリーニング）  
「あそびのひろば」での見極め  
「ぱすてるひろば」での早期支援
- 市発達障害者支援センター「きらり」における相談
- 「幼児言語教室」における相談や指導
- 発達と成長の記録「すくすくファイル」による情報共有
- こども園に特別支援教育コーディネーターを位置付け

## 課題

- 障害の早期発見と早期支援体制が不十分
- 園と学校との支援情報の伝達不足
- 特別支援教育に関する園の理解度に差がある
- 養育や就学に関する保護者の意識に差がある

# 就学前における支援

## 今後の取組の方向性（案）

- 「あそびのひろば」「ぱすてるひろば」の拡充による早期支援体制の充実
- 育ちの過程や支援の足跡に関する関係機関による情報共有の推進
- こども園の特別支援教育コーディネーターによる支援情報の確実な伝達
- 「きらり」による各園への訪問巡回相談事業の拡大
- こども園等と幼児言語教室の連携の更なる推進
- 園職員、保護者に社会資源（外部人材）を活用した特別支援研修の充実

## 政策効果

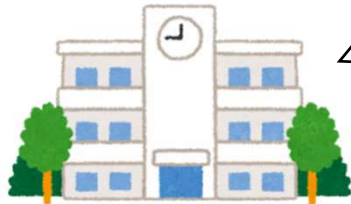
早期からの支援が継続的に行われ、本人及び保護者が安心して小学校に入学できる。

**(3) 子どもたちが夢をかなえる  
ために、才能を伸ばす取組**



# 自閉症・情緒障害学級、知的障害学級 における支援

## 現状の施策



### 自閉症・情緒、知的

- ◇通常学級との交流及び共同学習の実施
- ◇市内の特別支援学級が集まり運動会や学習発表会等を実施

### 知的

- ◇特別支援教育進路指導協議会による合同進路指導

## 課題

### 自閉症・情緒、知的

- ◇柔軟な在籍変更が可能な体制になっていない

### 自閉症・情緒

- ◇多様化する中学卒業後の進路指導について校内外の情報共有ができていない

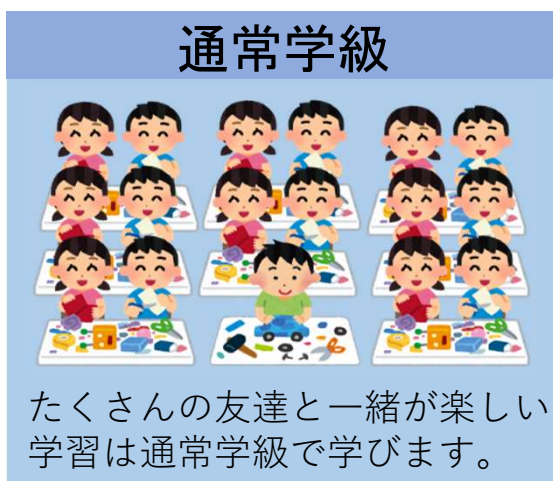
### 知的

- ◇集団活動への参加機会、通常学級と支援学級の双方向の理解と交流学习が不足

# 自閉症・情緒障害学級、知的障害学級 における支援

## 今後の取組の方向性（案）

### ◇柔軟な在籍変更が可能な体制づくりの推進



### ◇進路担当者への進路情報の提供と校内での情報共有の推進

## 政策効果

様々な成功体験により子ども自尊感情が、日常的な共に学ぶ  
体験により同じ社会に生きる仲間としての意識が育まれる。

# 家庭・地域における支援

## 現状の施策

- ◇居住地における交流及び共同学習
- ◇すくすくファイル等による個別支援情報の伝達
- ◇関係機関による特別支援連携協議会、発達障害者支援地域協議会等の開催、情報交換、支援方策の検討
- ◇福祉行政等による福祉サービスの提供
- ◇「親の会」等による自主的な活動

## 課題

- ◇個別の支援情報の共有が十分にできていない
- ◇生涯にわたる支援体制が構築されていない

## 今後の取組の方向性（案）

- ◇家庭、福祉サービス、学校との情報共有の推進

## 政策効果

福祉、家庭、学校の三者が支援情報を共有し、地域でも同様の支援が行われることで、子どもが地域で安心して過ごすことができ、活動の場が広がる。

# 子どもの可能性を最大限に伸ばす 教育環境を

